

告 発 状

告発人は、後記犯罪があると思料するので御庁において鋭意捜査のうえ、被疑者を厳重処罰されたく、告発する。

2004年12月1日

〒

告発人

印

東京地方検察庁

検事正 鶴田六郎 殿

目 次

はじめに.....	3
第 1 当事者.....	4
1 被疑者.....	4
2 告発人.....	5
第 2 犯罪事実.....	5
第 3 罪名および罰条.....	8
第 4 告発にいたる事情.....	8
1 石原都知事の誕生と東京都政の変質.....	8
2 東京都における教育政策の変質.....	8
(1) 教育委員の任命.....	9
(2) 「国旗国歌法」の成立.....	9
(3) 国立問題.....	10
(4) 「日の丸・君が代」の強制に向けた動向.....	10
3 「日の丸」「君が代」の強制と処分——本件被疑事件の概要.....	13
(1) 「10・23通達」.....	13
(2) 校長による教職員に対する職務命令.....	14
(3) 2004年3月の卒業式及び入学式.....	14
(4) 処分等.....	15
(5) 処分を容認し、煽る石原知事.....	15
4 「日の丸」「君が代」の強制の違憲・違法.....	18
(1) 「日の丸」「君が代」の歴史的背景と戦後の「日の丸」「君が代」.....	18
(2) 「日の丸」「君が代」の強制の違憲・違法性.....	19
(3) 本件処分の違憲・違法性.....	21
5 犯罪の該当性と処罰の必要性——告発の趣旨.....	21
(1) 犯罪の該当性.....	21

(2) 被疑者らの犯罪該当性.....	22
(3) 処罰の必要性.....	24
第5 証 拠.....	26
別 紙.....	27

記

はじめに

「教え子を再び戦場に送るな！」——これが、戦後の、教師たちの原点であった。

戦前、教師たちが、教え子たちの心の中に育んできたのは、あの戦争を「聖戦」だとして、率先して戦場に赴くという精神だった。教師たちの教えを絶対のものとして、教え子たちは、戦場に行き、人を殺し、そして死んでいった。このようにそれを批判する目も、口も、耳をも閉ざし、戦場に教え子たちを送ったのは、紛れもなく、教師たちだったのだ。この決して許されることのない過ちを、二度と繰り返さないために、教師たちは、再び教え子たちを戦場に送らないことを、我が理念とし、指針としてきた。こうして教師たちは、平和な社会を築くことに献身し、教え子たちを戦場に送ることにつながるいささかの動きに対しても反対し、抵抗してきた。

× × ×

「日の丸・君が代」は、戦前、教え子たちを戦場に送り出すための、教育の要であり、それへ向けて教え子たちを、画一化させるための統合のシンボルであった。教え子たちは、これのために、戦場で人を殺し、みずから死んでいったのだ。

「日の丸・君が代」を拒否する自由は絶対に認められず、個々人の内心がどうであれ、自分の意志に従うことは許されなかった。

× × ×

今、東京都は、石原慎太郎知事のもとで、入学式、卒業式その他の周年行事で、「日の丸」（国旗）を掲揚し、「君が代」（国歌）を斉唱することを義務付け、そして、教職員たちは、掲揚された「日の丸」に向かって起立し、「君が代」を伴奏し、斉唱することを、職務命令をもって強制されることになった。そして、さらに……、これが、児童・生徒にも強制されようとしているのだ。自分の良心に従い、起立をせず、斉唱を拒む教職員は、処分され、処分をされた教職員たちは、「再発防止」という名の研修を強制されている。あまつさえ、起立をしなかったり、「君が代」を歌わなかった児童・生徒を出した教師は、その責任を問われて「処分」されてさえいる。

自己の良心に従って拒否をする教職員たちに、「日の丸」に向かって立つこと、「君が代」を伴奏し、斉唱することを、「処分」という恫喝を加えながら、職務命令をもって強制的に従わせようとする、そして、従わない者に、処分という苦痛を加えることが、犯罪といわずして何といおうか。

本告発は、このような、歴史を無視し、憲法を無視し、そして人間の尊厳を無視する行為を、犯罪として弾劾しようとするものである。

第１ 当事者

１ 被疑者

- (1) 横山洋吉 東京都教育委員会委員及び同委員会教育長の職にあり、後述のとおり、２００３年１０月２３日にいわゆる「１０．２３通達」（以下単に「１０．２３通達」）を発して、東京都立の学校の教職員に対し、周年行事、入学式、卒業式などの学校行事に際し、国旗の掲揚、国歌の斉唱に従うことを強要し、従わなかった教師に対し、処分を発令するなどをしたものである。
- (2) 近藤精一 東京都教育庁指導部長の職にあり、東京都立の学校の校長らに対し、教師に、後記「１０．２３通達」に従うことを強要するよう命じ、校長らをして実行させた者である。

(3) 石原慎太郎 東京都知事であって、教育を含めた都政全般の責任者として政策を立案・実施しうる職務に従事しているものであり、東京都教育委員の任命権者であって、都立学校の教育を含め東京都政に絶大な影響力を行使しているものである。

2 告発人

東京都において、入学式や卒業式において、掲揚された「日の丸」に向かって起立し、「君が代」の伴奏や斉唱を強制し、これに従わないものを処分等することは憲法に違反して許されず、このような強制をもってする教育現場の行政による統制・教育の画一化を憂えているものである。

第2 犯罪事実

被疑者横山洋吉は、東京都教育委員会の委員の一人であり、同委員会の教育長として、都立学校の、職員の任免その他の人事に関する事項を決定するとともに、これらに関する事務や教育内容・方法の指導を含めた教育に関する事務を管理・執行する職務に従事するものである。同近藤精一は、東京都教育庁指導部長として、都立学校の教育内容・方法の指導にあたる職務に従事するものである。同石原慎太郎は、東京都知事として教育を含めた都政全般の責任者として政策を立案・実施しうる職務に従事しているものであり、また東京都教育委員会の教育委員の任命権者である。被疑者3名は、いずれも東京都の公権力の行使に当たる公務員である。

同被疑者らは、「児童・生徒に対し、ナショナルアイデンティティーを体得させることが必要であり、その有力な手がかりとして国旗及び国歌に対して正しい認識を持たせ、それらを尊重する態度を育てる」ことが重要であるとの認識の下に、学校における入学式、卒業式及びその他の周年行事は厳粛な式典であって、そこで国旗を掲揚し、国歌を斉唱することは当然のことであり、都立学校の入学式、卒業式及びその他の周年行事に当たっては、参列するすべての者、とりわけすべ

ての教職員をして、掲揚した国旗に向かって起立させ、国歌を斉唱させるべきであるとの信念を持つものである。同被疑者らは、その信念を実現するために、教職員に対し、掲揚した国旗に向かって起立し、国歌をピアノで伴奏し、斉唱することを職務命令をもって強制し、これに従わない教員に対しては処分をもつてのぞみ、その結果、すべての教職員に上記行事に際し、国旗に向かって起立し、国歌を斉唱等をさせることを実現し、もって、全国の範となることを企て、共謀の上、次の犯行を行なった。

第 1 被疑者 3 名は、他の東京都教育委員会委員らと共謀の上、被疑者横山洋吉が、2003 年 10 月 23 日、「式典会場において、教職員は、会場の指定された席で国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する」ことを指針とし、「国旗掲揚及び国歌斉唱の実施に当たり、教職員が本通達に基づく校長の職務命令に従わない場合は、服務上の責任を問われることを、教職員に周知させること」などを核心的な内容とする、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱に関する実施指針」を別紙として添付する、概要末尾記載の通達（いわゆる「10. 23 通達」）を同被疑者名で発した。被疑者近藤精一は、これを受け、同日午後、都庁第 1 本庁舎 5 階大会議室で開催された都立学校校長連絡会議において、校長らに対し、同通達中の、「国旗掲揚及び国歌斉唱の実施に当たり、教職員が本通達に基づく校長の職務命令に従わない場合は、服務上の責任に問われることを、教職員に周知させること」の前提となる「本通達に基づく校長の職務命令」を「必ず出すよう」との職務命令を発した。その結果、これを受けた都立学校の校長らをして、自己の管理する学校の教職員らに対し、入学式、卒業式等における式典会場において、会場の指定された席で国旗に向かって起立し、国歌を斉唱すること、これに従わない場合は服務上の責任に問われることを内容とする職務命令を発せさせ、もって、多数の教職員たちに対し、入学式、卒業式等における式典会場において、会場の指定された席で国旗に向かって起立し、国歌を斉唱しなければ処分をする旨脅迫した。

第2 被疑者3名は、他の東京都教育委員会委員らと共謀の上、多数の都立学校の教職員に対し、各学校の卒業式及び入学式の直前に、在籍する学校の校長をして、「10. 23通達」に基づき、文書をもって前同様の職務命令を発せさせ、これに従わなければ、処分する旨脅迫し、2004年3月に行なわれたそれぞれの教職員が在籍する都立学校の卒業式及び同年4月におこなわれた入学式に際し、自己の意に反して、国旗に向かって起立し、国歌の斉唱を行なわせ、もってその職権を濫用して人に義務のないことを行わせるとともに、良心に従って行動するという権利の行使を妨げた。

第3 被疑者横山及び同石原は、他の東京都教育委員会委員らと共謀の上、①193名の都立学校の教職員が、2004年3月、それぞれが在職する都立学校の卒業式に際し、自己の良心等に従って、国旗に向かって起立せず、また国歌を斉唱しなかったところ、3月30日、31日、4月6日及び5月25日、同教職員らに対し、職務命令違反を理由として、戒告処分および減給処分に付し、②5月25日に40名の都立学校の教職員らが、同年4月に行なわれたそれぞれが在職する学校の入学式において、自己の良心等に従って、国旗に向かって起立せず、また国歌を斉唱しなかったところ、同教職員らに対して、戒告処分もしくは減給処分に付し、さらに、③同処分を受けたことをもって、再発を防止するという名目のもとに、同年8月2日及び同月9日に、「再発防止研修会」への出席を職務命令によって強制して同教職員らをこれに出席させ、もってその職権を濫用して、人に義務のないことを行なわせた。

第4 被疑者横山及び同石原は、他の東京都教育委員会委員らと共謀の上、都立学校の嘱託教員として採用決定を受けていた9名の嘱託教員らが、2004年3月に举行された都立学校の卒業式において、その良心等に従って、国旗に向かって起立せず、国歌を斉唱しなかったことを理由として、2004年3月30日、同教師らに対し、右不起立等を理由に、同年4月1日からの勤務にかかるとの採用決定を取り消し、もって職権を濫用して権利の行使を妨害した。

第3 罪名および罰条

第1の事実 脅迫 刑法第222条1項、第60条

第2の事実 強要 刑法第223条1項、第60条、もしくは、公務員職権濫用 刑法第193条、第60条

第3の事実 公務員職権濫用 刑法第193条、第60条

第4の事実 公務員職権濫用 刑法第193条、第60条

第4 告発にいたる事情

1 石原都知事の誕生と東京都政の変質

(1) 1999年4月、被疑者石原慎太郎（以下石原知事ともいう）が都知事に就任して以降、東京都政は、国家のもとに、国民のアイデンティティを築き上げていくべきだというような内容を含む同被疑者の個人的理念、信条にしたがって変えられていったとされる。

(2) さらに、同被疑者の強烈な個性や強引かつ巧みな人事権の操作によって、東京都庁内には同被疑者には逆らえない構造——同被疑者の理念、信条に迎合し、これを政策として先取りの実現させていくという構造が築き上げられていったとされる。

(3) これに伴い、都立学校の教職員を含む東京都の職員に対する管理統制の強化が顕著になった。

2 東京都における教育政策の変質

石原知事誕生に伴い、東京都の教育に対してもまた、同知事の理念の貫徹がはかられ、その教育政策が著しく変質させられていった。同知事は、自分の価値基準と異なる考え方を、「偏った考え」と決め付けて排斥し、自分の考えに副った内容に教育を画一化しようとしている。

そのひとつの中心が、都立学校の入学式、卒業式その他の周年行事における、参加者全員の国旗（「日の丸」）に向かっての起立と、ピアノの伴奏による国歌（「君

が代)」の斉唱の完全実施であり、それに向けた強制であった。本件は、その一環として発生した事態である。

以下、この点を中心に素描する。

(1) 教育委員の任命

石原知事は、腹心の部下である知事室の総務局長であった被疑者横山洋吉（以下横山教育長とも言う）を教育委員及び教育長として教育委員会へ送り込み、さらに、知己の間柄にある鳥海巖丸紅会長、米長邦雄永世棋聖ら、「日の丸・君が代」強制論者といわれる人物を教育委員に任命（推薦）するなどして、東京都教育委員会を自己の意思が貫徹しえるようにした（米長委員は、教育施策連絡会において、「石原知事は、この間、支持率70%で当選しました。鳥海委員と私は、その『東京の問題を考える懇談会』の十数人のメンバーでもあり、そこから教育委員ということで任命されたものであって、普通の教育委員と、また今までと成り立ちが違う二人です。」と述べている。）。

(2) 「国旗国歌法」の成立

1999年8月、「国旗及び国歌に関する法律」（いわゆる「国旗国歌法」）が公布され、従前単なる慣習上の存在に過ぎなかった「日の丸・君が代」がそれぞれ、法律上、日本国の国旗・国歌であると定められた。同法案の審議の際、政府によって、法制化に伴って、学校教育における国旗・国歌の指導に関する取り扱いを変えるものではないとか、国旗・国歌の根拠について、慣習法であるものを成文法として位置づけるものであり、これによって国旗・国歌の指導にかかわる教員の職務上の責務について変更を加えるものではないなどという答弁が繰り返されたように、学校教育において、国旗や国歌に関して強制されるものではないことが確認されていた。

しかしながら、従来から全国の実地では、卒業式や入学式に際し、「日の丸」を掲揚し、「君が代」を斉唱することが強制されてきていたが、同法の制定を機に、とりわけ東京都における実地では、卒業式や入学式において、

「日の丸」の掲揚とそれに向かったの起立、そして「君が代」のピアノによる伴奏と斉唱が職務命令をもって強制されるようになっていった。

(3) 国立問題

東京都国立市は、文教地区闘争の歴史があり、市民運動が盛んであって、かつて、「西の広島、東の国立」と並び称される平和・人権教育のメッカであった。１９９０年には、市議会が卒業式、入学式における「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱の強行の取り止めを求める付帯決議をし、市内の公立小中学校の多くでは「日の丸」の掲揚や「君が代」の斉唱はなされていなかった。

ところが、石原知事が誕生し、「国旗国歌法」が制定された１９９９年ころから国立市の教育現場への攻撃が激化し、学校現場における管理職権限の徹底と拡大、教職員への管理と統制が強化され、卒業式における「混乱」を口実にした教職員の処分や、人事異動の濫用がなされ、学校現場の変質が図られていった。２０００年１２月には、「国立市立学校教育改善検討委員会」によって、学校現場における管理職権限の徹底と拡大、教職員への管理と統制を強化する内容の「報告書」がまとめられた。こうして、２００１年の卒業式及び入学式においてはすべての学校に「日の丸」と「君が代」が持ち込まれるに至った。

(4) 「日の丸・君が代」の強制に向けた動向

ア 石原都政になった１９９９年１０月、東京都教育委員会（以下都教委と略称することもある）は、入学式、卒業式における国旗、国歌の指導についての通達を出した。

イ 石原知事は、２０００年に開催された都議会平成１２年第２回定例会において、前記「国立問題」について、

「次いで、国立の問題でありますけれども、いかにも教育の場にふさわしからぬグロテスクな出来事が起こったわけで、卒業証書授与式に絡む行事において国旗を掲揚し、国歌を斉唱することは、私は当然のことと思います。公立学校の教育は、法に基づき、あくまで中立公正に行われ

るべきと思います。」(同年7月5日)

と答弁し、国立市の学校で、卒業式等で国旗を掲揚せず、国歌を斉唱しないことを非難し、次いで、同じ定例会において、

「さて、国旗・国歌をめぐる一連の問題についてであります。世界中の日本人としてのアイデンティティーをはぐくむために、そのための媒体として、我が国をはじめ諸外国の国旗・国歌を尊重する態度を大切にすることが必要だと思います。卒業式は、卒業証書を授与する厳粛な式典であります。国旗を掲揚し、国歌を斉唱することは当然のことです。いずれにしても、公立学校の教育は、法に基づき公正中立に行われるべきものであると考えております。」(同年7月6日)

と同様の答弁を繰り返し、「日の丸・君が代」についての価値意識を開陳し、学校の卒業式で、国旗を掲揚し、国歌を斉唱することは当然のこととの認識を示した。

ウ 石原知事は、国立市において前述の報告書が教育委員会で可決・決定された2000年12月22日、定例の記者会見で、数日前には国立市の教育委員長と会い、また前々日には都の教育委員たちとも話をしたばかりだが、として、要旨、

国立の現況が日本の(教育)の全体を表象している。だからあそこを解決することで、一点突破全面展開じゃないけど、教育改革の大きなよすがとしようじゃないかという話で一致しました。大事なことは市民の皆さんに、あなた方の子弟が通っている国立の学校は、決して日本の中で平均的なものじゃない、かなり異常な、異例なものだという認識を持っていただきたい。日本の教育の歪みと言おうか、子どもに強いている犠牲を象徴している限り、この国立を象徴的に扱って、この問題を解決していく。教育委員の皆さんも同意してくれたし、(国立の)委員長にもお願いしました。

と述べ、「日の丸・君が代」に関して、教職員や児童・生徒たちの自主性を尊重する国立市の学校現場が異常であり、これを「日本の教育の歪み」の「象徴」として扱い、「解決」していき、これの「解決を」することで「一点突破全面展開」で、都全体の教育の“歪み”を是正していくという意向を表明するとともに、このために教育委員をも動かしていることをも鮮明にした。

エ この石原知事の意向を受ける形で、それから以後、東京都教育委員会は、各学校に対し、国旗、国歌に対する「指導」の徹底を図り、平成12年度の卒業式からは、すべての都立学校において、国旗掲揚及び国歌の斉唱が行なわれるようになった。

オ しかしながら、実際の式典会場では、必ずしも東京都教育委員会などの想定するとおりの式場の設営・運営がなされているとは限らず、式の運営が生徒の自主性にまかされていたりしていたのみならず、掲揚された「日の丸」に向かって起立しなかったり、「君が代」を斉唱しない教職員や生徒が数多く見受けられた。

このため、東京都議会などで、特定の議員からこれを糾す質問とこれを遺憾とする答弁が繰り返されるなどして、卒業式や入学式などで、「日の丸」に向かって起立し、「君が代」を斉唱することを完全に実行すべきであるとの雰囲気が作り出されていった。

カ たとえば、2003年1月14日、都立学校校長連絡会において、都教委は、卒業式・入学式に全都議会議員に招待状を出してほしい旨要請し、卒業式・入学式前には都教委から各学校に招待状の差出の有無についての問い合わせが続いたため、各都立学校は、招待状を出すことを余儀なくされた。

その結果、同年3月の多数の都立学校の卒業式には都議会議員が出席し、後日、出席した議員が、議会において、「君が代」斉唱時に起立しない教職員や生徒がいることや、「君が代」斉唱時に、司式者などから「内心の自由」に関する説明が行なわれる学校があることなどを問題にするという事態が

発生した。

こうした都議会の動向を受けて、同年４月１０日開催の都教委の定例会議で、被疑者である近藤精一都教育庁指導部長は、国歌斉唱時に一部教職員や生徒が起立しないこと、司会が「内心の自由」について説明をすること、式典会場がフロア形式になっている学校があることなどの「課題」がある旨指摘し、被疑者横山教育長からも、「そもそも国旗・国歌については強制しないという政府答弁から始まっている混乱だ」という、「強制はしない」ということが誤りであるかのような発言がなされた。

キ その後都教委は、同年６月２７日、「都立学校における卒業式及び入学式が、学習指導要領に基づき、より適正に実施されるために」ということを目的に、「都立学校卒業式・入学式対策本部」を設置した。

同対策本部は、数回の会合を開き、各都立学校の卒業式等において、前方壁面に「日の丸」を掲げさせ、「君が代」斉唱時に教職員全員を起立させ斉唱させるための通達作りを行い、その結果、本件「１０．２３通達」が策定された。

３ 「日の丸」「君が代」の強制と処分——本件被疑事件の概要

(１) 「１０．２３通達」

ア 通達の発令

２００３年１０月２３日、被疑者である東京都教育委員会教育長横山洋吉名で、都立高等学校長及び都立盲・ろう・養護学校長宛に、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」（いわゆる「１０．２３通達」）が発せられた。その概要は末尾記載のとおりであり、「式典会場において、教職員は、会場の指定された席で国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する」ことを指針とし、「国旗掲揚及び国歌斉唱の実施に当たり、教職員が本通達に基づく校長の職務命令に従わない場合は、服務上の責任を問われることを、教職員に周知させること」などを核心的な内容とする、「入

学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱に関する実施指針」を別紙として添付するものである。

イ 近藤指導部長による校長に対する職務命令

これを受け、被疑者である近藤精一東京都教育庁指導部長は、同日午後、都庁第1本庁舎5階大会議室で開催された都立学校校長連絡会議において、出席した校長らに対し、口頭で、同通達中の、「国旗掲揚及び国歌斉唱の実施に当たり、教職員が本通達に基づく校長の職務命令に従わない場合は、服務上の責任に問われることを、教職員に周知させること」の前提となる「本通達に基づく校長の職務命令」を「必ず出すよう」との職務命令を発した。

(2) 校長による教職員に対する職務命令

上記通達および近藤による職務命令によって、各都立学校の校長らは、各都立学校において、各教職員らに「10.23通達」に基づく職務命令を出すことが義務付けられた。

そして現に、2004年3月および4月に行なわれた卒業式及び入学式に際し、各校長から、各学校の教職員に対し、「10.23通達」に沿う職務命令が出された。

(3) 2004年3月の卒業式及び入学式

2004年3月の卒業式及び入学式は、各学校において、「10.23通達」に従った式典会場が設営され、そのもとで挙行された。

卒業式及び入学式では、教職員の席は予め決められた座席表が作成されており、各式には、来賓として都議会議員のほか都教委の職員らが参加して、教職員の近くに着席し、上記座席表を手に、起立していない教職員の有無等を監視した。

そして、起立しなかった教職員は、式の終了後、都教委職員らに取り囲まれ、起立しなかったことを現認したなどと追及され、さらに、後日、職務命令をもって事情聴取に応じることを余儀なくされた。

こうして、多くの教職員たちが、処分を恐れて、その意に反してやむなく起立をし、「君が代」の斉唱に唱和した。

(4) 処分等

2004年3月30日及び31日、東京都教育委員会は、卒業式での不起立等を理由に、都立高校の教職員171名を戒告処分に、9名の嘱託教員について同年4月1日からの勤務に係る採用を取り消した。同年4月6日には、公立小中学校、都立ろう・養護学校の教職員19名に対し戒告処分、養護学校教員1名に減給処分（10分の1、1か月）を行なった。

さらに、2004年5月25日、都教委は、卒業式及び入学式での不起立等を理由に、都立高校・公立小中学校の教職員39名に対し、戒告処分、3名に対し、減給処分（10分の1、1か月）を行なった。

あまつさえ、都教委は、同日、都立高校の卒業式・入学式で「君が代」の斉唱時に起立しなかった生徒の多かった学級の担任や管理職ら67名に対して、生徒への指導が不十分だったとして、厳重注意などの指導をする旨発表した。実質的に生徒へも起立・斉唱を強制するものにほかならない。

これら起立等をしなかった教職員らは、前述したような、「日の丸」「君が代」に対する自己の信念のもとに、自己の良心に従い、わずか、数十秒の間着席したままだったという行為を職務命令違反として、「処分」等を受けたものであるが、これによって、著しい苦痛を余儀なくされたものである。

また、これらの教職員は、今後、次の式典において、不起立等が続ければ、もっと重い処分を受け、最終的には分限懲戒処分を受ける危険にさらされており、その不安は著しい。

(5) 処分を容認し、煽る石原知事

このような処分について、石原知事は、公的な場においても次のとおり、これを積極的に容認し、今後の処分を煽る発言を繰り返している。その主なものを挙げれば次のとおりである。

ア 2004年3月16日 平成16年度予算特別委員会

内心の自由ということから論が始まっているようでありますけれども、何度か引用いたしましたが、アメリカで、小学校に初めて入りますと、学校の先生が教えることが三つある。その一つが、みんなが決めたことは、自分は少し嫌でも一緒にやろうと。これは生徒だけじゃなしに、私、先生にも言えることだと思います。教師の身分である人に内心の自由が、私はないとは言いませんが、しかし先生にも同じことがいえるわけで、それが本当の民主主義というものだと私は思います。

国家とか民族という枠組みといいましょうか、おぼろげなスキームというものは、しかし画然として、おぼろげながら、とにかく確かにあるという限り、それにそれぞれの人間が属しているわけで、そういう状況を踏まえながら、しからば、自分が属している国家なり民族というものの共通項は何か、いわゆるナショナルアイデンティティーというものが何であるかということを経得させることは、私は非常に、将来の社会人にとっても必要な要件だと思います。

(中略)

……つまり、国家とか民族、自分の属している、そういう羈絆との係り、そういうものですなという発言をしておられましたが、私は、やっぱりそれは、だれでも共通した基盤にある一つのフィーリングだと思います。

で、学校の教育も、それを教える一つの手がかりでありまして、そしてまた国旗・国歌というのも、それを伝えるための一つの有力な手がかりだと思います。

その学校教育は、法令や学習指導要領に基づいて、すべての児童生徒に対して、国家及び社会の形成者として必要な資質、能力の育成を目指して行われるものでありまして、国旗・国歌の指導や性教育については、人によってはさまざまな考え方、とらえ方があるでしょうけれども、公教育に

携わる教員が児童生徒に対して学習指導要領に反する偏った考え方を押しつけることは、これは絶対に許されないと思います。

現在、都教育委員会が行っている取り組みは、学校教育の適正化を図るものと理解しておりまして、今後とも積極的に進め、都民の信頼にこたえてもらいたいと考えております。

イ 2004年4月8日 平成16年度 教育施策連絡会

公立学校では、入学式や卒業式において、国旗・国歌を一つの規範・ルールとして行なうが、これは、アイデンティティに対する一つのきっかけである。サッカーオリンピック予選の試合で、国歌の合唱がスタジアムを揺るがす大合唱になった。あの時の言葉に尽くせない連帯感が大事なことである。国旗・国歌が、国家や民族に帰属せざるを得ない人間社会の中で、自分たちが何に対して最終的に責任を持つか、何によって恩恵を受けているかを考え、個人対他者、個人対社会のかかわりを正確にとらえていくためのきっかけとなる。この問題に対して、都教育委員会の毅然とした態度は大変大きな効果を持ち、東京から日本を変えていく。

今度、私よりも非常に熾烈ではっきりしている横山教育長が、教育委員の皆さんと頑張ってくれて、当然のことですけれども、公立の学校の中で、入学式、卒業式に、一つの規範として、ルールとしてうたっていただく。特に国歌というものの文言というものの解釈はいろいろあるでしょう。いずれにしろ、つまり私が非常にこの間なるほどなと思ったのは、アイデンティティに対する一つのきっかけなのです。

やはり国家とか民族というのに帰属せざるを得ないこの人間社会の中で、私たちが何に対して最終的に責任を持つか。また何によって恩恵を受けているかということを考え、個人対他者、個人対社会のかかわりというものを正確にとらえていくための一つの大きなきっかけだと思ふし、5年10年先になったら、恐らくずっと首すくめながらながめている地方は、全部

東京のまねをするでしょう。私はそれは東京から日本を変えることになる
と必ず思います。

ウ 2004年6月8日 平成16年第2回定例会

次いで、国旗・国歌の指導についてであります。教育公務員としてその
職責を果たさない教員の責任を問うことは当然であり、都教育委員会の
方針は妥当なものであると思っております。

国家や公を批判することが正義であるかのような風潮がありましたが、
地に足がついた現実感覚を身につけさせる教育が必要であります。

今後とも、都教育委員会は毅然とした姿勢で学校教育の正常化に取り組
んでいただきたい。

4 「日の丸」「君が代」の強制の違憲・違法

(1) 「日の丸」「君が代」の歴史的背景と戦後の「日の丸」「君が代」

ア 戦前・戦中の教育と「日の丸・君が代」

大日本帝国憲法が公布された1890年、教育勅語が発布され、これが終
戦までの間日本の教育全体を支配し、国民の精神形成上のうえで決定的な役
割を果たしてきた。

教育勅語の核心は、「皇国」のためにすべてを捧げて惜しまない国民を作り
出すということにあった。

他方、「日の丸」と「君が代」は、天皇の祭祀と結びついた祝祭日等の儀式
を始め、学校教育のさまざまな場で教育勅語とともに、重視された。とりわ
け、十五年戦争開始後においては、「日の丸」「君が代」は、教育勅語と結び
ついて、天皇のために尽くし、天皇のために命を捧げる精神的なシンボルと
して使われ、そのようなことに忠実な子どもたちを育てるために使われた。

教育は、国家の方針で統一され、その中心となったのが、「日の丸・君が代」
だったといっても過言ではない。

イ 戦後の「日の丸」「君が代」

このような歴史を有するがゆえに、戦後の学校現場においては、多くの教職員たちが、「日の丸・君が代」を学校現場に持ち込むことに反対してきた。

とりわけ、学校現場で、これを強制することについては強く反対してきた。

ウ 「日の丸」「君が代」の強制

戦後、「日の丸・君が代」問題は、常に議論の対象とされてきたが、1999年、ついに、「国旗国歌法」の成立によって、わが国の国旗・国歌であることが法的に明確に位置づけられるに至った。

しかし、政府答弁によっても、これが強制されるものではないということが明言されたことは先に触れたとおりである。

ところが石原都知事や東京都教育委員会は、ついに、「日の丸・君が代」を、学校現場で強制すること——とりわけ、これに従わない者に対して、処分という恫喝を用いて強制する挙に出てきたのである。

あまつさえ、都教委などは、起立等をしない生徒を出した教師たちに対し、「厳重注意」という処分に等しい苦痛・屈辱を与えさせた。このことは、生徒に対し、自分たちのために、担任の教師などが「処分」をされるという衝撃と苦痛を与えるものであり、実質的に生徒たちに起立等を強制するという効果を狙ったものにほかならないものである。

(2) 「日の丸」「君が代」の強制の違憲・違法性

ア 憲法で保障された思想信条・良心の自由

憲法19条は、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」と規定する。

この思想及び良心の自由は、人の内面にかかる問題であり、絶対的に保障されるものである。国民は、これによって具体的には、①特定の思想信条の強制・統制の禁止、②思想信条を理由とする不利益取り扱いの禁止、そして③思想信条の表明を強制することの禁止——いわゆる「沈黙の自由」が保障される。

イ 以上のような思想及び良心の自由の内容からするならば、それは、国旗・国歌に対する尊重の強制をも許さないものとしても適用されるものであることは明らかである。

国旗・国歌を、どう受け止め、どう対するかということは、国民一人ひとりの個人が、自分の思想や良心に従って決めることであり、個人の人生観に深く規定されるものである。したがって、国旗や国歌を国や行政が一方的に決め、国民に強制的に押し付けることは許されるものではない。

ウ とくにわが国においては、「日の丸」「君が代」は前述したような歴史的背景を持つがゆえに、それらに対する価値意識は鋭く対立するものであって、人さまざまであり、それを尊重し受け入れるか否かということはすぐれて個人の内心の問題であってその者の尊厳にかかわる問題である。

したがって、「日の丸」「君が代」に対する尊重を強制することは、明らかに憲法19条に違反するものであって、行政による強制は絶対に許されるものではない。

また、「日の丸・君が代」は、前述したような歴史的背景をおくならば、それらは極めて濃厚な宗教色を帯びているものである。したがってこれらへの尊重を強いるということは、憲法20条にも違反するものといわざるを得ない。

さらに、「君が代」のピアノの伴奏・斉唱を強いるということは、表現の自由を保障した憲法21条にも違反するものである。

エ さらに、とくに「君が代」の斉唱の強制は、子どもの思想・良心の自由（憲法19条）、子どもの教育を受ける権利（憲法26条）を侵害するものである。

オ このように、行政による「日の丸」「君が代」の強制は、憲法19条、20条、21条、26条などに違反する違憲の行為であることが明らかである。

したがって、教職員たちに対し、掲揚された「日の丸」に向かって起立を

し、「君が代」のピアノによる伴奏、斉唱を命じる職務命令は、これらの憲法に違反するものといわざるを得ない。

１９９９年に制定された「国旗国歌法」は、先に述べたとおり、政府の国会答弁でも、「慣習であるものを成文法として明確に位置づけるもの」であり、「法制化にあたり、国旗掲揚等に関し、義務付けを行なうことは考えていない」とされているように、「国旗国歌法」が本件職務命令を適法化する根拠にならないことは明白である。

(3) 本件処分の違憲・違法性

「日の丸」「君が代」の尊重を強制する法令上の根拠もなく、その強制が、違憲であって、これを命じる職務命令が違憲・違法であることが明らかであり、他方、憲法上、教師たちがこの職務命令に従う義務がないことが明白である以上、この職務命令に従わないことは何ら違法でありえるはずはない。むしろ先に述べたような、「日の丸」「君が代」を尊重しない自由が認められる以上、この職務命令を拒否することは、憲法上の権利として保護されるべきである。

したがって、「日の丸」に向かって起立せず、「君が代」を伴奏しなかったり、斉唱しなかったことを理由にした処分が憲法に違反するものであることは論をまたないところである。

公務員に対する職務命令であっても、それが違憲違法のものである限り、当該の公務員がこれに従う義務のないことは、これまた明白なことといわなければならない。

5 犯罪の該当性と処罰の必要性

(1) 犯罪の該当性

以上見てきたように、本件東京都教育委員会が中心になって行なってきた、「１０．２３通達」の発令、これに基づく職務命令は憲法に違反するものであることが明らかである。しかもそれは一見にして明らかな違憲行為である。

ア しかるに、都教委が中心になって、あえて、違憲の「１０．２３通達」を

発し、これに従わなければ処分をするとの職務命令を発したのである。これは法令その他の根拠がまったくないのに、否、違憲であることが明白であるのに、「処分」という公務員にとって、耐え難い不安を起こさせ、これに従うように通告をしたというものであり、これが、「自由もしくは名誉に対し害を加える旨を告知して人を脅迫したもの」として刑法２２２条１項の脅迫罪に当たることは明らかである。

イ さらに、違憲違法な職務命令を発し、これに従わなければ処分すると脅し、その結果、多くの教職員をして、その思想及び良心・内心の意志に反して起立及び「君が代」の伴奏・斉唱を余儀なくさせ、義務のないことをさせるとともに、内心の自由にしたがって行動する権利を奪うという所為は、これが、刑法２２３条１項の強要罪に当たることも明らかである。

ウ また、何ら処分に該当する非違行為などないにもかかわらず、教職員たちを処分して苦痛を与え、また処分を受けたことを理由に、「再発防止」なる研修を受講することを職権を発動して強制したことは、その職務を濫用して人に義務のないことを強要したものであり、刑法１９３条の公務員職権濫用罪に該当することも明白である。

エ さらに、嘱託教員として再雇用を決定していたにもかかわらず、同人らが上記憲法上認められる権利を行使したことをもって、再雇用の取消しという雇用契約上の地位を奪い、就労等の権利をうばったということは、これも刑法１９３条の公務員職権濫用罪に該当することも明白である。

(2) 被疑者らの犯罪該当性

ア 被疑者横山洋吉

被疑者横山洋吉は、東京都教育委員会委員の一人であり、かつ同委員会教育長であり、先に挙げた職務の内容からして、さらに、「１０．２３通達」の発令者であることから、本件通達や職務命令、そして各処分等に関して、決定を含めて職務上関与したことは紛れもない事実であり、本件被疑事件の

実行者であることは明確である。

イ 被疑者近藤精一

被疑者近藤精一は、東京都教育庁の指導部長の職にあり、「１０．２３通達」を受けて、校長らに対して、教職員らに、同通達に従うこと、従わなければ処分される旨の職務命令を発することを命じ、校長らをして同職務命令を発せさせ、多くの教職員たちを脅迫し、その意に反して、起立・斉唱をさせたものであり、脅迫、強要の被疑事実に関与したものであることは明らかである。

ウ 被疑者石原慎太郎

本件の「１０．２３通達」、これに基づく職務命令、そして処分や嘱託雇用の取消しはいずれも、東京都教育委員会が、その任命権などに基づいてなしたものであり、被疑者石原慎太郎は、直接その権限を有するものではない。

しかしながら、前述したように、①本件「１０．２３通達」や職務命令、さらに本件処分をなした東京都教育委員会委員の中心人物であり、教育長である被疑者横山洋吉、さらには「日の丸」「君が代」についての強硬派である鳥海巖及び米長邦雄両教育委員会委員は、もともと被疑者石原慎太郎と考えを同じくし、知己の間柄であり、同被疑者がとくに推薦して議会の了解を得て任命したものであること（前述の米長の言からすると、同人らは、東京都における教育を同被疑者の考えのとおり改革する任を帯びて教育委員に就任したことが窺える）、②東京都の施策が被疑者石原の意のままに変えられてきたこと、このことについて、教育において例外と考えられる事情はないこと、③むしろ被疑者石原の前掲の言辞などからして、本件通達や職務命令、さらに処分等に同被疑者の意向が貫徹していると考えられること、④被疑者石原は、教育委員に対する罷免権を有していながら、憲法を遵守すべき義務のある教育委員らが上述の明白な憲法違反行為を繰り返しているにもかかわらず、まったく罷免権を行使しようともしていないこと等の事情

を勘案すると、東京都教育委員会委員らは、被疑者石原と意を通じて、本件通達や職務命令を発し、本件処分等をなしたと考えるのが自然であり、相当である。告発人が、このように疑うことには十分な合理性があるものであって、御庁において、真摯な捜査を遂げるなら、必ずや、被疑者石原と他の被疑者や東京都教育委員会の委員との間で、本件各被疑事件に関して共謀が存したことの具体的な事実が立証できるであろうと、告発人らは確信するものである。

なお、前述のような事情に鑑みるならば、少なくとも被疑者石原には、本件各被疑事件について、教唆もしくは幫助が成立するものというべきである。

(3) 処罰の必要性——告発の趣旨

学校教育において子どもたちは、自由な精神に支えられた教師たちを通じて人格を陶冶される。教師たちの持つ“知識”だけからだけでは、子どもたちを大きく羽ばたかせることはできない。教師たちが悩み、考えながら修得したことをぶつけることによって、子どもたちははじめて、勉強に、学ぶことに、興味を持ち、自ら学習する意欲をかきたたされる。型にはめられ、コントロールされ、自由な精神を奪われた教師たちによっては、子どもたちは、飛躍をしない。

かの戦争を可能にした教育の反省に立って、戦後教育は、日本国憲法が謳う、「民主的で文化的な国家の建設」、「世界平和と人類の福祉に貢献しようとする」という「理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」という認識を基礎におき、その目的を「人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身とも健康な国民の育成を期して行（う）」ことにおき、「教育は、（行政による）不当な支配に服することなく」行なわれることを命じることからはじめられた（教育基本法前文、1条、10条）。

しかしその理念も教育の自主性も、時代を経るとともに徐々に奪われてきた。

そしていま、東京都においては、石原都知事のもと、教育がすべて、型にはめられ、行政によるコントロールが強化されようとしている。これにささやかな抵抗を示した者は、人事権の行使の名のもとに、異動させられたり、その地位を追われたりしている。

「日の丸」「君が代」の強制は、その典型である。冒頭に明らかにしたような「日の丸」「君が代」の戦前の歴史、とりわけ、それらの教育の中に占めた役割の反省にたって、戦後、多くの教師たちは、「日の丸」「君が代」の強制を拒否してきた。しかし、いま、都当局は、都立学校の教職員たちに、公務員に対する「職務命令」の名のもとに、「日の丸」に向かって起立し、「君が代」を伴奏・斉唱することを強制し、これに従わなければ処分すると脅している。そのため、多くの教職員たちは、自分の良心に反して、心ならずも、起立し、「君が代」を伴奏し、斉唱している。これが、脅迫であり、強要といわずして何といおうか。また、少なからぬ教職員たちが、自己の良心にしたがって、起立等をしなかったというわずか数十秒の行為をもって処分をされ、再雇用を取り消されたりしている。これが、都教委の委員たちによる強要＝職権濫用といわず何といえようか。

この憲法で保障されている内心の自由、良心に反することを、処分という強権力の発動をもって強制し、また実際に処分をすることは、それを強いられる教師たちの、本来の任務である教育に専念する余地を奪い、まさに窒息するような状態に落とし込める、人格＝人間の尊厳を破壊するもの以外のなにものでもない。

未来を担う子どもたちに、戦後憲法のもとで、教育基本法などで謳われた真の教育を回復するために、このような憲法や教育基本法に違反する暴圧行為を放置するわけにはいかない。

不当な処分の撤回を求め、また不当な強制をやめることを要求して、教師たちは、都に対し抗議・申入れを繰り返し、さまざまな民事訴訟を起こしている。

これに対し東京都は追い詰められはしているものの、しかし、この暴挙を中止することなく、さらなる強制を続け、処分を繰り返そうとしている。このような、権力を濫用する、暴圧行為は、明確な犯罪であり、社会正義の実現のために、もはや刑事罰をもって処するしかない。

あえて、本告発に及ぶ次第である。

第5 証 拠

- 1 「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」
- 2 石原慎太郎都知事の発言（議事録）1式
- 3 告発人代表（後藤昌次郎）の取調べ
- 4 被疑者らの取調べ
- 5 追って、都議会等の議事録、教育委員らの発言録ほかの証拠を提出する予定である。

別 紙

「10. 23通達」の概要

「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」

東京都教育委員会は、児童・生徒に国旗及び国歌に対して一層正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てるために、学習指導要領に基づき入学式及び卒業式を適正に実施するよう各学校を指導してきた。

これにより、平成12年度卒業式から、すべての都立高等学校及び都立盲・ろう・養護学校で国旗掲揚及び国歌斉唱が実施されているが、その実施態様には様々な課題がある。このため、各学校は、国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について、より一層の改善・充実を図る必要がある。

ついては、下記により、各学校が入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱を適正に実施するよう通達する。

略

記

- 1 学習指導要領に基づき、入学式、卒業式等を適正に実施すること。
- 2 入学式、卒業式等の実施に当たっては、別紙「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱に関する実施指針」のとおり行うものとする。
- 3 国旗掲揚及び国歌斉唱の実施に当たり、教職員が本通達に基づく校長の職務命令に従わない場合は、服務上の責任を問われることを、教職員に周知すること。

別 紙

「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱に関する実施指針」

- 1 国旗の掲揚について

入学式、卒業式における国旗の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 国旗は、式典会場の舞台壇上正面に掲揚する。

(2) (3) 略

2 国歌の斉唱

入学式、卒業式等における国歌の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 式次第には、「国歌斉唱」と記載する。

(2) 国歌斉唱に当たっては、式典の司会者が、「国歌斉唱」と発声し、起立を促す。

(3) 式典会場において、教職員は、会場の指定された席で国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する。

(4) 国歌斉唱は、ピアノ伴奏等により行う。

3 会場設営等について

略